

**和歌山県児童発達支援センター機能強化事業業務委託に係る
プロポーザル方式事業者選定委員会審査要領**

1 審査対象事業者

審査対象事業者は次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) プロポーザル実施要項の「4. 企画提案書の提出」に規定する書類を受付期間内に提出していること。
- (2) 和歌山県福祉保健部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に指定の時間に出席する者であること。

2 審査項目及び配点

総合計点数は 100 点とし、審査項目及び配点は次のとおりとする。

- (1) 業務の内容 40 点
- (2) 業務の活動計画 20 点
- (3) 業務の実施体制 30 点
- (4) 業務に要する経費及びその内訳 10 点

3 審査方法

審査方法は次のとおりとする。

- (1) 審査は、選定委員会を開催して行う。
- (2) 選定委員会では、提出された企画提案書とプレゼンテーションに対して審査する。
- (3) プレゼンテーションの時間は 1 事業者あたり約 25 分間（プレゼンテーションは 15 分間、質疑応答は約 10 分間）とする。
- (4) プレゼンテーション（補助者を含む。）は、1 事業者あたり 3 名以内とする。
- (5) プレゼンテーションは、企画提案書に加えて、追加資料に基づき説明することも可能とする。
- (6) プレゼンテーションの順番は、企画提案書を受理した順番とする。
- (7) 選定委員会の委員（以下「委員」という。）は事業者によるプレゼンテーションを受けた後、以下の「5 審査基準」に基づいて採点を行う。

4 契約候補者の決定方法

契約候補者の決定方法は次のとおりとする。

- (1) 事業者ごとに企画提案書とプレゼンテーションを審査・採点し、各委員の採点結果を集計した合計点（以下「評価点」という。）が最も高い事業者を契約候補者として決定する。
- (2) 評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、当該事業者のうち審査項目「業務の内容」の評価点が最も高い事業者を契約候補者として決定する。
なお、当該項目の評価点も同点の場合は、各委員の協議により契約候補者を決定する。
- (3) 審査対象事業者が 1 事業者のみであっても、企画提案書とプレゼンテーションを審査したうえで、契約候補者として決定する。
- (4) (1) から (3) の規定に関わらず、評価点が満点の 6 割未満である場合は契約候補者として決定しない。

5 審査基準

審査項目	審査基準	配点
業務の内容	○児童発達支援センターの機能や委託業務の目的を十分理解しているか。 ○障害児支援に関する現状と課題を分析し、有効な事業実施の基本方針を定めているか。 ○事業の実施方法が具体的かつ有効なものであるか。	40点
業務の活動計画	○事業実施計画（スケジュール）は提案内容を確実に実施が可能なものであるか。	20点
業務の実施体制	○人員体制や組織が適切に整備され、圏域一円を対象として事業実施が可能なか。	30点
業務に要する経費及びその内訳	○事業実施に必要な経費の内訳が、事業内容や効果に照らして適切であり、積算内訳が正しく示されているとともに、経費の総額が限度額（税込4,012,000円）以下であるか。	10点
合 計		100点

6 審査票

別紙のとおりとする。

**児童発達支援センター機能強化事業業務委託に係る
プロポーザル方式事業者選定委員会審査票**

審査日	令和 年 月 日
委員氏名	

企画提案者氏名	
---------	--

審査項目	審査基準	配点	点数
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○児童発達支援センターの機能や委託業務の目的を十分理解しているか。 ○障害児支援に関する現状と課題を分析し、有効な事業実施の基本方針を定めているか。 ○事業の実施方法が具体的かつ有効なものであるか。 	40 点	点
業務の活動計画	○事業実施計画（スケジュール）は提案内容を確実に実施が可能なものであるか。	20 点	点
業務の実施体制	○人員体制や組織が適切に整備され、圏域一円を対象として事業実施が可能か。	30 点	点
業務に要する経費及びその内訳	○事業実施に必要な経費の内訳が、事業内容や効果に照らして適切であり、積算内訳が正しく示されているとともに、経費の総額が限度額（税込 4,012,000 円）以下であるか。	10 点	点
合 計		100 点	点